

令和 7 年第 2 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 6）

堺 市 議 会



# 目 次

		頁
議員提出議案第14号	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を 求める意見書……………	3
議員提出議案第15号	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書…………	7
議員提出議案第16号	米の安定供給と米価の抑制を求める意見書……………	8
議員提出議案第17号	地方消費者行政への国の財政支援の継続と拡充を求める 意見書……………	9
議員提出議案第18号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める 意見書……………	13
議員提出議案第19号	高額療養費制度の負担引き上げ見直しを求める意見書…………	17
議員提出議案第20号	公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書……………	18
議員提出議案第21号	大企業・富裕層への税優遇を是正し、消費税5%への 減税を求める意見書……………	19



令和7年6月12日

堺市議会議長

西田浩延様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大西公彦  
淵上猛志  
小野伸也  
上田勝人  
木畑匡樹  
池尻秀子  
山代優子  
田代和夫  
吉川敏文

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

兼城剛  
信貴良太  
広田新一  
西哲史  
小堀清次  
野里文盛  
大西林健治  
大宮本恵二  
吉川子守

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第14号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の 拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

### 記

1. 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払しょくに努めること。
2. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
3. 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣

各宛



令和7年6月12日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大西公彦  
信貴良太  
広田新一  
池尻秀樹  
山口典子  
田代優子  
田渕和夫  
吉川敏文

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同

兼城剛  
小野伸也  
上田勝人  
野里文盛  
大西耕治  
大宮林健二  
宮本恵子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 議員提出議案第15号 | 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書      |
| 議員提出議案第16号 | 米の安定供給と米価の抑制を求める意見書          |
| 議員提出議案第17号 | 地方消費者行政への国の財政支援の継続と拡充を求める意見書 |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛

## 米の安定供給と米価の抑制を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現在の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定した。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

また、政府は、5月26日に備蓄米の店頭価格を引き下げするため、30万トンが高い値段を提示した業者に売り渡す競争入札から、国が価格を決める随意契約に変更した。

政府におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
2. 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。
3. 政府は、日本倉庫協会や全日本トラック協会などに対し、政府備蓄米の迅速な出庫や輸送への協力を呼び掛けているが、物流網が停滞しないよう円滑・速やかに搬送されるよう万全を期すること。
4. 実質的に需給調整に繋がり得る制度の見直しを行うとともに、実態に即した生産量拡充に取り組み、生産コスト高騰や農業従事者の人出不足への対応など、生産者に対する負担軽減策を適宜実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

各宛

## 地方消費者行政への国の財政支援の継続と 拡充を求める意見書

2009年に、消費者庁・消費者委員会が創設された際、消費者行政推進基本計画に基づき、自治体の消費者行政、特に消費生活センター等で行われている消費生活相談の充実強化に向けて、地方消費者行政活性化交付金（2009年度～2011年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」という。）と、国による財政支援策が実施されてきた。推進交付金については、2017年に自治体ごとに交付金の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、全国的にその活用期限が迫っている。しかし、小規模自治体を中心に、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体は少なくない。また、消費者教育、啓発活動、見守りネットワークの構築など、消費者行政・消費生活相談員に求められる役割は増加しており、情報技術の進展等から、消費生活相談員に求められる能力もさらに専門化している。

従って、消費生活相談員による相談体制を維持していくために、国は、推進事業に対する交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることのできる、新しい交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。

また、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体が少なくないことを考えれば、自治体を実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。

さらに、現在、消費者庁はP I O-N E Tを刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システム等のシステム基盤の整備を行うというデジタル化計画について2026年度移行をめざして進めている。P I O-N E Tに登録される情報は、相談現場における助言・あっせんのための情報としての役割以外に、法執行の端緒や立法政策の根拠ともなるものである。地方消費者行政における財政状況を考えれば、その運営にかかる費用は、国がその費用を全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。

よって、政府におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)

各宛



令和7年6月12日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員	大西公彦	堺市議会議員	兼城剛
同	渕上猛志	同	信貴良太
同	小野伸也	同	広田新一史
同	上田勝人	同	西堀哲次
同	木畑匡樹	同	小野里文盛
同	池尻秀典	同	大西耕健
同	山代優和	同	大宮林本恵
同	田川	同	大宮吉
同	吉		子守

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第18号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 最低賃金の改善と中小企業支援策の 拡充を求める意見書

ウクライナへのロシアの軍事侵攻以来、世界的に物価の高騰が進み、わが国においても市民生活は圧迫されている。政府が物価高騰対策の臨時交付金を手当てしてきているが、昨年6月に政府が提出した「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」にあるように、豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」が必要である。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることをめざすとした目標について、より早く達成ができるよう急ぐべきである。

また、わが国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、所得向上を通じてその活躍を支えるための対策を講じているが、さらにその解消に向けた環境整備を推進する必要がある、本国会においても議論が進められている。特に非正規雇用労働者や学生の所得に関して、「年収の壁・支援強化パッケージ」の見直し及び活用の促進が求められる。また、日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるためにも、地域経済をけん引する中堅企業と、雇用7割を支える中小企業や小規模事業所の稼ぐ力を強化することも求められる。

現状中小企業等が直面している人手不足について、自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援や、幅広い業種に対し、即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行うこと、AIやロボット等の自動化技術の利用が拡大できるようにするなどの支援とともに、雇用者の賃金の引き上げができるよう、政府の財政支援を行うことが肝要である。

以上の趣旨により、政府に対し、下記の項目の早期実現を求める。

### 記

1. 政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金を全国で1,500円にする目標を達成すること。
2. 政府は、中小企業・小規模事業所が賃金の引き上げができ、健全な経営が継続できるように支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

各宛



令和7年6月12日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同

乾友美  
森田晃一

堺市議会議員  
同

藤本憲  
藤本幸子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 議員提出議案第19号 | 高額療養費制度の負担引き上げ見直しを求める意見書          |
| 議員提出議案第20号 | 公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書             |
| 議員提出議案第21号 | 大企業・富裕層への税優遇を是正し、消費税5%への減税を求める意見書 |

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 高額療養費制度の負担引き上げ見直しを求める意見書

医療費の過度な負担を減らすため窓口負担に上限が設けられている高額療養費制度は、がんをはじめとする命に関わる疾患等で治療を受け、高額な医療費を支払う患者とその家族にとっては、まさに命綱と言える大切な制度である。

ところが同制度について、政府は今年8月から段階的に大幅な引き上げを検討していた。国民の反対により凍結となったが、方針は変わっておらず、上限額の引き上げは先延ばしに終わっただけである。

全国がん患者団体連合会（全がん連）からは、「長期にわたり継続して治療を受けるがん患者の負担が増えれば、患者は治療を諦めてしまいかねない」「30代前後のがん患者の中には限度額まで使い、負担が重なり、治療を諦め、自分の子どもが大人になるまでの服を用意して亡くなった人もいる」「離島の患者が大都市圏の病院で治療を受けるため、旅費など経済的負担は大きい。地方の患者を見殺しにしないで」など痛切な声が届いている。

窓口負担の上限額を引き上げれば、セーフティネットとしての同制度の役割が果たせなくなる。病で苦しい思いをしている患者にこのような仕打ちをしてはならない。

患者とその家族の生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない可能性が危惧されることから、本市議会は、政府に対し、当事者の声に真摯に耳を傾け、高額療養費制度の負担引き上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書

公益通報者保護法は、公益通報者の保護を図るとともに、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものである。正当な内部告発は社会正義を実現し国民の利益を守るうえで重要なことである。公益通報者を保護することは、事業者や行政機関の責務である。

しかし、勇気ある内部告発者に対する報復も後を絶たず、法の目的がまだ達成されていないと言わざるを得ない。適正な手続きを無視した降格処分の頻発、コンプライアンス意識の低下、経営陣に盲従・忖度する歪な企業風土、告発のみ消しが常態化している。そのため、通報のリスク・障壁が大きく、それを覚悟して行うメリットがない、あるいは通報しても握りつぶされるという事態が生じている。

このような事態を踏まえると、通報者を保護する法体制の整備が緊急に求められる。

よって、本市議会は、下記の点について、政府及び国会に対し、法整備を強く求めるものである。

### 記

1. 通報者に対する不利益な取扱いをしたことに対する行政措置の制度を設け、行政措置に従わない場合の刑事罰を設ける。さらに、不利益な取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けること。
2. 公益通報者への解雇その他不利益な取扱いについて、事業者は、その正当性及び通報を理由としてなされたものではないことの立証責任を負うこと。
3. 真実相当性の立証のための資料収集行為に対して、事業者による公益通報者への損害賠償請求を制限すること。
4. 通報者として保護される対象として「取引先事業者」（委託業者やフリーランス等）を含めること。
5. 事業者の体制整備義務違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けること。
6. 公益通報受付窓口は事業者の外部への設置を推進すること。
7. 行政機関への通報について、以下のとおり改正をすること。
  - (1) 労働者等にとって身近な制度として、事業者及びその従業員らに対して周知・啓発を図る。
  - (2) 通報者提出の書面の氏名等記載は「継続的に連絡を取り合うことのできる連絡先」とし、匿名による通報を保護する。
8. 公益通報に報奨金制度等のインセンティブを付与する制度を導入する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年6月16日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)

各宛

## 大企業・富裕層への税優遇を是正し、 消費税5%への減税を求める意見書

物価高騰に拍車がかかり、国民の暮らしが、脅かされている。そうした中、消費税の減税や廃止を望む声が、2025年5月のJNNの世論調査では、78%にのぼっている。

消費税の負担割合についてみると、年収900万円以下の世帯までは所得税より消費税の負担割合の方が高く、年収に対する消費税の負担割合も10%前後で推移し累進性がない。つまり、中間所得層も含め最も重い税金は消費税であり、低所得になればなるほど消費税によって、暮らしが追い詰められている。年収200万円以下では所得税の負担率は0.6%であるのに対し、消費税は10倍以上の6.3%になり、年間12万6,000円もの負担が強いられている。

1989年に消費税が導入され、この37年間で消費税は571兆円もの税収に達している一方で、大企業の法人税や富裕層の所得税などへの減税は605兆円にも及んでおり、事実上、消費税がこの減収の穴埋めに使われてきた。また、消費税は逆進性が強く、所得の多い人ほど厚く負担するという所得再配分の基礎が失われてきた。

2022年度の国税庁データから法人企業の利益に対する実質負担率を計算すると、中小企業は19%前後であるのに対し、大企業は10%程度しか負担していない。

応能負担の原則に立ち返り、ほとんどが大企業に利用される研究開発減税などの租税特別措置、グループ通算納税制度、受取配当益金不算入制度などのさまざまな優遇税制の見直しを行い、「1億円の壁」と呼ばれる富裕層への税優遇を是正すれば、15兆円の税収が見込まれ消費税を5%へ引き下げることが可能になる。

よって、国に対し、大企業・富裕層に応分の負担を求め、消費税の減税で国民の暮らしを守るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

各宛



令和7年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

---

令和7年6月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市配架資料番号  
1-B2-25-0036